平成２５年（フ）第３３号
長野市三輪８丁目39番21号　コーポＹＵＲＩ101号室
破産者　戸塚　俊介
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９５２号
愛知県小牧市小牧３丁目53番地　ルージュ小牧アルデール701号
破産者　藤野　浩子
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３０号
名古屋市守山区廿軒家25番15号　大島マンション３Ｃ号、従前の住所名古屋市守山区吉根２丁目210番地　シュテルンハイム301号
破産者　山下　賢二
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４８８号
名古屋市守山区川宮町178番地　スリームーンハイツ203号
破産者　大塚　保子
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５９２号
名古屋市中村区中島町３丁目53番地　第８中村ハイツ602号
破産者　大城　高幸
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６０４号
愛知県あま市本郷四反田21番地　第２ペンションタカラＡ101号
破産者　永田　良尚
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６３２号
名古屋市名東区猪子石１丁目505番地　エスカーラ猪子石３Ｂ号
破産者　岩下　昭則
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７６４号
京都府京都市山科区椥辻封シ川町23番地　フロール椥辻201号、従前の住所名古屋市東区砂田橋五丁目７番22号　ＢＥＬＩＳＴＡ茶屋ケ坂505号
破産者　渡邉　創士
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３５８６号
大阪府高槻市上土室１丁目６番10号　ハイツ高丸105号、開始決定時の住所大阪府高槻市塚原２丁目13番１―202号
破産者　瀧下　　洋
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５５号
大阪市此花区酉島４丁目１番20―1311号、前住所大阪市城東区永田２丁目１番25号
破産者　鈴木　崇将
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１６号
大阪府東大阪市長田中１丁目２番18号　ウィル長田401号室、住民票上の住所滋賀県大津市稲葉台23番12号
破産者　**楽**原　公太
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４０号
大阪市西区九条２丁目16番14号
破産者　箕浦　孝次
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８７１号
大阪府吹田市竹見台３―１―Ｃ32―107、開始決定時大阪府吹田市南金田２丁目８番22―304号
破産者　齊藤　　巖
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１２４号
大阪市阿倍野区相生通１丁目４番２―504号
破産者　中野　司郎
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２０６号
大阪府東大阪市吉田４丁目６番38―106号
破産者　井上　雅央
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３１８号
大阪市西成区山王２丁目２番23―501号
破産者　堀井　淳司
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３７１号
大阪市西成区梅南１丁目６番４―502号、前住所大阪市住之江区南港中５丁目５番31―812号
破産者　山﨑　　晃
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４２７号
大阪市西成区天下茶屋北２丁目７番14号、事業所所在地大阪市西区新町１―24―８　Ｂ１Ｆ
破産者　ビートルズこと　美馬　孝治
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部